

環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方とする。

- ①国等が排出する温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

上記の基本的考え方及びこれまでの検討経緯等を踏まえ、環境配慮契約として契約類型、契約方式、内容、手続等を検討する。

（2）検討方法等

検討に当たっては、昨年度に引き続き、環境配慮契約法に基づく基本方針等の見直しについて検討することを目的とした有識者による検討会（環境配慮契約法基本方針検討会）を設置し、国等が環境に配慮した契約を推進するための基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、検討会の下に契約類型ごとの有識者、関連団体・関係事業者等が参加するワーキンググループを設置し、基本方針の見直しに係る意見交換を行い、検討会に意見を提出することとする。具体的には、本年度、以下のワーキンググループを設置するものとする。

- ESCO ワーキンググループ 座長：坂本委員
- 廃棄物ワーキンググループ 座長：田中委員

2. 省エネルギー改修事業に係る契約

(1) マニュアルの改定

環境配慮契約法基本方針解説資料（以下「解説資料」という。）において、省エネルギー改修事業（以下「ESCO 事業」という。）に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明している。解説資料の国の官庁施設の ESCO 事業については、国土交通省の「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル¹」をもとに作成されている。平成 23 年 5 月には、国の官庁施設における ESCO 事業の導入計画、事業者の選定、リスク分担、計測・検証等について基本的な考え方を示し、統一的かつ円滑に ESCO 事業を実施するとともに、官庁施設の光熱水費の削減、温室効果ガスの排出削減を図るために、従前のマニュアルが「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル」として再改定されたところである²。

(2) 解説資料への反映

ESCO ワーキンググループを設置し、改定されたマニュアルの内容を解説資料に適切に反映するための検討を行うものとする。

3. 廃棄物処理の委託に係る契約

(1) 検討の背景と内容

我が国の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、2009（平成 21）年度において 36.7 百万 t-CO₂であり、総排出量 12 億 9 百万 t-CO₂の 3%を占めている。我が国の温室効果ガスの排出削減に当たっては、すべての分野において対策の強化推進が求められているところ、このような廃棄物分野から生じる温室効果ガスの排出削減を図ることも重要な課題となっているとともに、不適正処理の防止による、環境保全の推進が求められている。

このような中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号。以下「廃棄物処理法」という。）により、優良産廃処理業者認定制度が創設され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されており、情報公開性やコンプライアンスが高く、かつ、温室効果ガスの排出削減の取組など ISO14000 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全に向けた取組

¹ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」（平成 18 年 3 月策定、平成 20 年 3 月改定）。

² 「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル」においては、設備更新型 ESCO 事業（老朽化した設備機器がある場合に、その設備費用を別途積み上げ、通常の ESCO 事業と一体的に発注する ESCO 事業）と従来型 ESCO 事業（光熱水費の削減額ですべての事業費をまかなう通常の ESCO 事業）について対比して記載されている。

を推進している事業者の評価推進の取組が展開されており、国や地方公共団体は、それら優良認定業者を率先して選択すべきであるとされている。しかしながら現状の廃棄物処理に係る契約の多くは、専ら最低価格落札方式により選定されており、優良認定業者を評価する仕組みにはなっていないものと考えられる。

このため、国等の機関の事業活動に伴い生ずる産業廃棄物の処理委託に当たっては、温室効果ガス排出削減等を推進する事業者を優良認定業者として積極的に選択することにより、それらの事業者の育成を図り、もって廃棄物の適正処理及び環境保全の推進につながるものと考えられる。

以上から、廃棄物処理の委託に係る契約において、温室効果ガス等の排出削減並びに廃棄物の適正処理推進に努める事業者を積極的に評価するための方法を検討することが必要と考えられる。

(2) 検討事項（案）

産業廃棄物の処理委託に当たっての事業者の評価については、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の適正処理を推進する事業者を評価選択するための要件³を整理・検討する。

なお、優良認定業者に係る評価の検討に当たっては、地方公共団体における先行的取組事例の収集・整理を図り、必要に応じ、検討結果に反映することとする。

4. 地方公共団体における環境配慮契約の推進

(1) 地方公共団体における環境配慮契約の取組状況

通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。したがって、国はもちろんのこと、地方公共団体が自ら率先して環境配慮契約を推進し、これを呼び水とすることにより、さらに巨大な経済主体である民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境配慮契約への転換を促すことにつながるものと期待される。

環境配慮契約法の認知度については、内容を知っていると回答した団体は全体で 31.2%、規模別にみると都道府県・政令市では 92.4%と認知度が極めて高い一方で、町村の 33.5%が知らないと回答している。また、環境配慮契約に取り組むかどうかわからないと回答した団体は全体で 88.1%を占めており、規模別の内訳は都道府県・政令市が 37.9%、区市が 89.2%、町村が 92.1%となっている。さらに、契約方針を策定している団体は全体で 2.3%に過ぎない。このように、都道府県・政令市については、

³ 現状では優良認定事業者のみでは競争性の確保が困難であると考えられること、及び国等の公共部門は、物品や役務を調達する場合に、率先して環境配慮契約を推進する必要があることから、事業者の環境配慮への取組を適切に評価する必要がある。

環境配慮契約に関して一定の普及、取組がみられるものの、区市町村については、現在のところ不十分な状況にある。

(2)「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の改定

環境配慮契約の導入を図るためにには、特に区市町村において環境配慮契約の導入意義と内容に関する認知度を高めるとともに、地域や規模に応じた具体的な方法等に関する適切な情報提供が極めて重要であると考えられる。

併せて、アンケート調査において地方公共団体から環境配慮契約の進展のために国として進めてほしい取組のうち、全体の過半数に及ぶものとして「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」60.4%、「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」58.9%、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」57.3%があげられており、これらの要望を勘案した情報提供も必要と考えられる。

地方公共団体における環境配慮契約の導入を促進するための課題や国に対する要望等を踏まえ、平成21年度に作成、22年度に改訂した「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（以下「導入マニュアル」という。）」の改訂を引き続き行うとともに、その内容について、基本方針等の全国説明会等をはじめ広く普及を図るものとする。なお、導入マニュアルの改訂に当たっては、次の3点を特に留意すべきポイントとする。

- 普及啓発にも活用可能な、具体的かつわかりやすい導入マニュアルとすること
- 地方公共団体の地域性や規模に応じた導入マニュアルとすること
- 阻害要因とされている項目（情報、人、費用、メリット、導入効果等）を考慮した導入マニュアルとすること